

＜キヨー＞資金移動サービス利用規定

1. (サービスの内容)

- (1) ＜キヨー＞資金移動サービスは、ご契約者本人（以下、お客さま）が紀陽銀行（以下、当行）との間で指定する通信手段（以下、サービス）による依頼にもとづきあらかじめ指定されたお客さま名義の預金口座または当座貸越口座（以下、出金指定口座）よりご指定金額を引落しのうえ、あらかじめお客さまが指定した日本国内の当行本支店の預金口座または当座貸越口座および他行の預金口座（以下、入金指定口座）へ入金する場合に利用することができるものとします。
- (2) 届け出たサービスによる依頼は、あらかじめ当行にお届けの電話番号のパソコンまたは端末、あるいはインターネット上の当行の専用画面を使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の方法で取扱します。
 - ① 出金指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱します。
 - ② 出金指定口座と入金指定口座とが同一店内でない場合（他行を含みます。）、または入金指定口座と出金指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱します。

2. (利用できるサービス)

本サービスにおいてお客さまが利用できるサービスは日本国内のみを対象とし、お客さまと当行との間で、当行所定の申込書により指定したものに限りします。

3. (サービスの申込み)

- (1) 本サービスを利用する場合は、利用サービス、使用する口座、連絡方法、暗証番号等をあらかじめ当行所定の方式で申込むものとします。
- (2) このサービスを利用できるのは、申込みによって当行所定の登録を行った後とします。ただし、利用するサービスによっては機器設定の都合等により利用開始日が異なる場合があります。

4. (サービスの受付・予約等)

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当行が定めた番号あてに当行の定める方法および操作手順にもとづいてパソコンまたは端末より所定の内容を送信してください。
- (2) 当行で受信した次の内容がお届けのサービスに関して届出られた内容と一致した場合は、送信者をお客さまとみなします。
一致を確認する内容…「出金指定口座の店番号・科目コード・口座番号、暗証番号」あるいは「出金指定口座の店番号・科目コード・口座番号、端末の電話番号」
- (3) ご依頼の内容については、当行は一件ごとに最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は、即座に出金指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをします。ただし、予約の場合は、振替または振込指定日（以下、指定日）当日に引落しならびに振込または振替の手続きをしますので、振替または振込指定日前日までに指定金額を出金指定口座にご入金ください。

- (5) 出金指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、カードローン規定にかかわらず、小切手の振出または通帳・カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (6) 次の事項に該当する場合、振込および振替はできません。
 - ① 受付時（予約の場合は指定日当日）に、振込金額または振替金額が出金指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるとき。
（注）払い戻すことのできる金額には決済未確定の小切手・手形は含みません。
 - ② 出金指定口座が解約済のとき。
 - ③ 受付時（予約の場合は指定日当日）に、お客さまから出金指定口座の支払停止あるいは入金指定口座の預金者からの入金停止のお届けがあり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いあるいは入金を不相当と認めたとき。
 - ⑤ 当行本支店の入金指定口座が解約済のとき。
- (7) 当行本支店の入金指定口座への入金ができない場合には、振込金額または振替金額は出金指定口座より引落しません。
- (8) <キヨー>資金移動サービスにより振替または振込の予約を依頼する場合の出金指定口座および入金指定口座は、各サービスによって定めた当行所定の預金科目のものであることとします。
- (9) 振替または振込の予約を撤回する場合は、指定日の前営業日までにお客さまがパソコンまたは端末により予約解除の依頼を行ってください。なお、当行への依頼の時期、依頼内容等によっては、変更または撤回ができないことがあります。

5.（取扱内容の確認）

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに当行所定の方法により取引内容を照会し確認するか、普通預金通帳、総合口座通帳、通知預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に疑義がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 何らかの事情で資金移動取引の受付処理完了が確認できなかった場合、その旨を画面に表示し、当該取引に指定された出金指定口座がご利用いただけなくなる場合があります。この場合、該当する取引の内容をお客さまが取引したサービスから照会し確認することによって、出金指定口座のご利用が可能とするものとします。
- (3) 取引内容・残高に相違がある場合において、お客さまと当行の間で疑念が生じた時は、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

6.（手数料）

(1) 基本手数料

- ① 本サービス利用期間中は、毎月、各サービスによって定められた当行ホームページに掲載されている基本手数料をお支払いください。
- ② 基本手数料は、あらかじめ申込書に指定された手数料引落口座から当行所定の日により自動引落いたします。

(2) 振込手数料

- ①本サービスにより振込む場合には、お客さまの指定した方法により当行ホームページに掲載されている振込手数料をお支払いください。
- ②後納にて取扱う手数料は、毎月取扱分を取りまとめのうえ、翌月 10 日（休日の場合は翌営業日）に小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出なしで指定口座から自動的に引落します。

7. (サービスの利用時間)

本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。

8. (本人確認)

(1) 本人確認の方法

お客さまが本サービスを利用する場合は、暗証番号および承認暗証番号（以下、暗証番号等）、ファームバンキング用の発信元電話番号および紀陽マルチバンキング用 VALUX 接続 ID（以下、接続情報等）を取引端末より当行に送信するものとします。当行は送信された暗証番号等と接続情報等が、当行に登録された暗証番号等および接続情報等と一致することを確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。

- ①お客さまの有効な意思による申込であること。
- ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

(2) 暗証番号等の管理

暗証番号等は、お客さまの責任において厳重に管理してください。生年月日、電話番号、連続番号など他人に類推されやすい番号を暗証番号等として使用することをお避けいただくとともに、ハードディスク等への記録、ファイル共有ソフト等の利用等は避けてください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。暗証番号等を失念、他人に知られたような場合またはその恐れがある場合、偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、すみやかに当行に届け出てください。当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。またお客さまが暗証番号等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取り扱いを中止することができるものとします。

9. (免責事項)

- (1) 当行の責によらない通信機械、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話に不通により取扱が遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

なお、当行が最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱が中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をご確認ください。

- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

- (3) 端末を起動するための IC カード（カートリッジ）、暗証番号、パスワード等は、お客さまが厳重に管理してください。
各サービスで定めた暗証番号等、接続情報等の本人確認手続がお届けの内容との一致を確認して取扱った場合は、IC カード（カートリッジ）・暗証番号・パスワード等について盗用あるいは不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
- (4) 本サービスに利用する端末あるいはサービスが正常に稼動する環境は、お客さまの責任において確保してください。当行は本契約により取引端末が正常に稼動することを保証するものではなく、万一、取引端末あるいはサービスが正常に稼動しなかったことにより生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
- (5) お客さまが暗証番号等の入力に関し、当行所定の回数を連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱を中止できるものとし、入力相違により当行が取扱を中止したことによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
- (7) 郵送上の事故により、第三者がお客さまの情報を知りえた場合、そのことによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。

10. (守秘義務)

本サービスを利用するための端末あるいはソフトウェアの内容を当行の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。

11. (届出事項の変更等)

住所、電話番号、氏名、暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面にてお取引店よりただちにお届けください。この届出の前に生じた損害について当行は一切責任を負いません。この変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

12. (解約等)

(1) 解約

本サービスの契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。

(2) お客さまによる解約

- ①お客さまによる解約は、当行に解約の申込書を提出し当行所定の手続きをとるものとします。
- ②本サービスを解約した場合でも、解約前に行った取引は、有効な取引として扱います。また、この取引の範囲には、予約取引も含まれます。

(3) ご利用口座（代表口座を含む）の解約

代表口座が解約されたとき、本契約は、解約されたものとみなします。

(4) 当行からの解約

お客さまに次の各号の事由が1つでも生じた場合、当行は本契約を解除することができるものとします。当行がお客さまに対して、その旨の通知を発信したときに解約の効力が生じるものとします。

- ①相続の開始があった場合

- ②支払停止または破産の申立等があった場合
 - ③手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④住所変更等の届け出を怠る等お客様の責に帰すべき事由によって、当行において、お客様の所在が不明となった場合
 - ⑤当行が定める一定期間を超えて本サービスの利用がなかった場合
 - ⑥当行に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞した場合
 - ⑦その他、本サービスの利用に際して、適さない行為に及んだ場合
- (5) 当行からの解約通知
- ①前項のほか、当行の都合により契約を解約する場合は、届け出住所に解約の通知を行います。
 - ②当行が解約の通知を届け出の住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不着（重量拒否の場合も含まれます）の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

13. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、定期預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、カードローン規定、振込規定により取扱します。

14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

15. (契約期間)

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、お客さままたは当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

16. (申込者の個人情報の取扱)

本契約にあたって申込書に記載された事項は、当行ホームページに掲載されている「個人情報の利用目的」において掲示された範囲で当行および共同利用者間で利用することを、お客さまは承認するものとします。

17. (準拠法・合意管轄)

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2021年10月1日)